

■今回の会議で伝えきれなかったこと	事務局（回答）
1 ・子どもたちにアンケートを実施する前に、こどもの権利を学ぶ機会（知る機会）が無ければ、アンケートの回答が難しくなるのではないか（有意義な回答を得られないのではないか）という質問に関して「各学校において子どもの権利を学べる・知れるような仕組みを検討している」と回答がありました。それは、学校に通えている子どもだけが対象にならないかという疑問があります。声をあげにくい子どもたち、例えば不登校、障がいのある子ども、社会的養護を利用する子どもに対する、こどもの権利を学ぶ・知る機会の確保についての考えを聞きたいです。	・「声をあげにくい子ども」へのこどもの権利の周知は重要と考えています。これから関係団体ヒアリングを実施予定ですが、その際、こどもの権利について学ぶ・知る機会の確保について、手法等意見交換できればと考えています。
2 ・数名に分かれてワークショップの際に「意見をいいにくい状況にある子どもたちからは、どのようにしてヒアリングをしてもらえるのだろうか」という意見がありました。広く多くの子どもの意見から意見を募るのもよいのですが、ある程度の関係性・信頼感を醸成できた子どもたちに、急がさないかたちで率直な意見を聞いてみたいと思います。（例えば、富田林市内の小学校から大阪弁護士会や大阪府教育庁（スクールロイヤー枠）などを依頼する）	・声をあげにくいこどものヒアリングについては現在、手法を含め検討中です。第3回条例検討委員会で実施方法等、議論したいと考えています。（ ）の意見については、個別で打ち合わせさせていただければと思います。
3 ・子ども自身が、自分は自分であってよい、と思えるための、家庭でも学校でもない第三の居場所（相談機能も含む）をつくるのが、児童虐待や経済的困窮、いじめ等によって自尊心を傷つけられたこどもの権利の回復に役立つのではないかと考えます。まずはSOSを出せること、そしてそれを受け止める受け皿を用意すること。その際、守られる権利についてだけでなく、子どもの主体の尊重、表現の自由、意見表明権等の能動的権利について積極的に条例に盛り込むことが大切であると思います。	・第3の居場所については重要と考えており、今後、委員会で議論していければと思っています。また、守られる権利や能動的権利の条例反映についても、委員会で検討が必要と考えています。
4 ・今年度の中学生サミットや小学生サミットの様子、子どもの権利条約の学習の様子を伝えては。	・第2回以降の委員会で報告します。
5 ・子どもの意見をどのように条例や施策に反映させていくか。	・令和7年度以降、条例制定や施策への意見を反映していきます。その際は、こども会議や委員会などで検討していきたいと考えています。
6 ・「子どもの参加による条例の推進」について、子どもの参加をすすめるにあたり、まずは子どもに権利を伝えていく場づくりが重要です。学校で権利を学べれば良いと思いますが、その際は子どもの権利に熟知したスペシャリから学ぶことが望ましいです。できれば、子どもと一緒に先生にも学んでいただきたいです。そして、子ども自身が権利を知った上で、すぐに意見表明ができるわけではなく、おとなに話したいと思ってもらえる環境づくりや、丁寧に子どもの声を聴こうとするおとなの姿勢も問われると思います。そういう意見形成支援は大切で、時間がかかることだと思います。子どもに関してのスケジュールが早い時期に設定されており大丈夫だろうかと不安を感じます。形式的に子どもの意見を聞きましたではなく、実質的な子ども参加に時間をかけていければと思います。	・こどもへの権利周知や先生への理解、意見形成支援は重要です。今後、委員会で手法等検討できればと考えております。 ・こどもに関してのスケジュールにつきましては、形式的にならないよう努めます。
7 ・参考にしたい自治体の条例の中で、東京都武蔵野市の条例を拝読しました。簡潔なことばで表現されていてわかりやすかったです。他の自治体の条例もいくつか目を通しましたが、難しく読む気が起こらず途中で読むのを止めた自治体もあります。誰でも（子どもでも）読める平易なことばで書かれたものが良いと思いました。また、視覚障害や読字障害の方、外国籍の方なども理解できるように、点字版、オーディオ版、外国語版なども必要だと思いました。作成過程では有識者の方が多会議なので難しい話が多くなるかもしれませんが、様々な困難を抱える子ども達が救われる条例になれば良いなと思います。	・こどもの権利条例を制定するには、こどもの視点で作ることが重要です。点字版・オーディオ版・外国語版などへの対応については可能な限り検討します。様々な状況下にある子どもたちにとっても必要とされる条例を制定したいと考えています。
8 ・会議では、小学校の特別活動の時間に子どもたちに「子どもの権利条約」についての授業をするということでしたが、とても難しく感じました。今回、『ユニセフのカード』や『なんでやねん！すごろく』がいいよというアイデアをいただいたのがよかったです。そのアイデアを得るのが、先生方が指導案を作成する前だともっとスムーズだと思いました。直接子どもたちに関わる先生とアイデアをもつ人が相互に進捗状況や知識を共有できるように進めば良いと思います（子ども会議やアンケート調査を見越して）	・様々なアイデアや知識を共有しながら、子どもたちや先生などに、こどもの権利の周知・理解度などが進むよう、手法等検討していきたいと考えています。

■あなたが考える「こどもにとって特に大切だと思う権利」とその理由	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての権利は相互に関連しており個別の権利を挙げるといえることはできません。強いていえば、今、富田林市内で生活したり、学んだりしている子どもたち当事者が感じる生きづらさの内容とそれに対応する権利が特に大切だと思います。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の安心が脅かされない権利</li> <li>現在と未来の、こころとからだの健康と安全が守られる権利</li> <li>自分の未来を描き、実現に向かえる権利</li> </ul>
3	<p>あえて挙げるのであれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの定義：こどもの権利条約は18歳未満としているが、こども基本法や子ども・若者育成支援推進法のヤングケアラーの定義のように年齢ではなく、発達過程から必要となるこどもを対象にできるようにする</li> <li>こどもの最善の利益のために：こどもを中心・権利主体と考え、たとえ声のあげられないこども（乳児や様々な事情で声をあげるのが難しいこども）のために、最善の利益をおとなが考えなければならないことを知ってもらう</li> <li>自治体の責務：子育てを親のみに任せるのではなく、自治体がフォローをし、子育てに関わることをこどももおとな（保護者）も知ることで、孤育てを防ぎ、子育ての社会化を促す</li> <li>意見表明権：こどもは意見を言える権利があり、おとなはその意見を聞く義務があることを知ってもらう</li> <li>知る権利、選択できる権利：適切な情報を知り、自身で選択できる権利があることを知ってもらう</li> <li>あらゆる暴力から守られる権利：身体的な暴力だけではなく、心理的な暴力などから守られる権利があること、またおとな（親だけではなく、こどもに関わるおとな全てが）はこどもに対し、そのような行為を行ってはならないことをこどももおとなも知ってもらう</li> <li>休む権利、遊ぶ権利：こどもに休む権利、遊ぶ権利を知ってもらい、疲れた時は休むこと、遊ぶことが大切であることを意識してもらう。また、おとなにもこどもに休む権利と遊ぶ権利があることを知ってもらうことが必要と考える。さらに、近年、公園などでこどもの遊びが制限される傾向にあるが、これは遊ぶ権利の侵害に繋がっている可能性をおとな側に知ってもらう必要がある</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>あるがままを認められ、そのままいていいよ、という雰囲気の中で育つ権利。</li> <li>「意見を言え！」と強制されない権利。</li> <li>自分のペースで感じ、はっと思いつき、それを言いたくなったときにナチュラルに認められて聞いてもらう権利。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが子どもらしく育つ、という事は子どもの成長に最も必要な要素だと思います。</li> <li>児童の権利条約の中で、保護される、搾取されないという受動的な権利だけでなく、子ども自身が権利の主体であることを明確に位置づけ、子どもとして遊ぶ権利、休息をとる権利を有している事を子どもたち自身に知って欲しいと思います。</li> <li>ヤングケアラーへの支援を考える際に、「遊ぶ権利」と「休む権利」は非常に重要になってきます。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>大人や周りの人から愛される権利</li> <li>安全を確保されて安心して生きることが出来る権利</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>第31条（休み遊ぶ権利）の休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利</li> <li>第19条のあらゆる暴力からの保護：子どもが、暴力を振るわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</li> <li>第2条（差別の禁止）国や性別や言葉や、宗教障害があるない、お金持ち、親がどんな人などに差別されず、みんな平等。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>まず衣食住が大切だと思います。その中で食は命に関わることなのでもちろん大切ですが、住として安心できる居場所があることが特に大切かなと思います。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの意見表明権とそれを受け止める大人の態度</li> <li>こどもをめぐる大人の環境の改善。特に家庭による経済的格差</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの意見表明権と参加できる権利」</li> <li>「子どもの最善の利益」</li> <li>生きる権利、守られる権利、育つ権利、差別されない権利など、欠かすことができない大切な権利はいっぱいあるが、おとなとこどもの思いや良かれは違う。どんな権利が奪われているのか、どんな思いや、生きづらさを抱えているのか、子どものことは子どもから教えてもらわないとわからない。権利が奪われていると子どもは何も言えないことも多い。子どもが声を発するためには、子どもの声を聴いてくれる存在が不可欠で、意見表明権は聴かれる権利でもあり、聴いて受けとめられることで子ども自身がエンパワメントする力や生きていく力につながると思う。</li> </ul>

■あなたが考える「子どもにとって特に大切だと思う権利」とその理由	
11	<p>・「自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利」と「自由に意見を言え、聴かれ、その意見が正当に重視される権利」です。前者は子どもの権利条約第3条の「子どもの最善の利益の考慮」、後者は第12条の「意見表明権」にあたるとは思いますが、この二つは表裏一体の関係で、子どもの権利条約を条約たらしめている肝心かなめの権利規定だと思いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人格的生存権」（同じ人間として尊重され大切にされる、モノのように扱われない）</li> <li>・「自尊感情、自己肯定感をはぐくむ権利」</li> <li>・「あらゆる形の暴力を受けず、暴力から守られる権利」（虐待やいじめはもとより、体罰、懲罰、脅す言葉等によるしつけや指導という形態からも）</li> <li>・「一人ひとりに合った支援やサポートを受ける権利」</li> <li>・「勉強面でわからないところを学び直す権利」</li> <li>・「休息する、休む権利」、「遊ぶ権利」</li> <li>・「自分の夢や理想を描き追求する権利」</li> <li>・「相談する権利」</li> <li>・「権利侵害から身を守る手段や権利回復の手段を知る権利」</li> <li>・「子ども（自分自身）の権利を知り、学び、実際に行使する権利」</li> </ul>
12	<p>・19条「親からの暴力やひどい扱いから守られる権利」。この権利は親には理解されにくく、理解され守られていたら、今より良くなっていると思うからです。</p>
13	<p>・「自由の相互承認」（苦野一徳さんの考え方）。「自分は自由である」という権利は「相手も自由である」という権利をお互いに認め合って成り立つというような考え方です。子どもに権利を伝える時に、あなたにある権利は相手も同様に持っている、ということを忘れずに伝えないといけないなと感じています。</p>
14	<p>・「自分を大切に思う権利」です。自分のことを大好きだと思い、自分の身体も心も大切にしてほしいと思います。そのためにおうちの人や周りの人が大好きだよと伝えていきたいです。自分のことを犯罪や貧困、災害などから守るために正しい知識を得てほしいです。</p>

その他、ご意見ご要望ご感想などお聞かせください

「富田林版こどもの権利ノート」と「母子手帳・父子手帳への記載」などの方法で、富田林市こどもの権利に関する条約をこども（妊婦も）やおとながいつでもどこでも知れるような取り組みの検討を提案したいです。